

市民と市長の 地域みらい懇談会

【丸尾中学校区】

要望・提案と回答

令和4年3月19日（土）

西公民館

市民と市長の地域みらい懇談会【丸尾中学校区】

要望・提案一覧

令和4年3月19日（土）開催

※1～5は当日発表

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
1	自治会への財政的な支援について	水の浦地区連合自治会	市民生活部 自治振興課 ・ 企画財政部 地域コミュニティ推進室	1～2
2	イノシシ対策の手伝いについて	水の浦地区連合自治会	水産農林部 農林振興課	3～4
3	飽の浦バス停周辺の側溝の浚渫について	飽の浦地区連合自治会	土木部 土木企画課	5
4	防災について	朝日校区連合自治会	防災危機管理室	6～11
5	住みやすいまちづくりについて	朝日校区連合自治会	まちづくり部 都市計画課 ・ 中央総合事務所 地域整備1課	12～13
6	石垣の点検について	水の浦地区連合自治会	建築部 建築指導課	14～15
7	人口減少対策について	水の浦地区連合自治会	企画財政部 長崎創生推進室	16～17
8	バスや乗合タクシーの共同運営について	水の浦地区連合自治会	まちづくり部 公共交通対策室	18～19
9	回転場設置について	朝日校区連合自治会	中央総合事務所 地域整備1課	20
10	江の浦川砂防堰堤設置について	朝日校区連合自治会	水産農林部 農林振興課 ・ 中央総合事務所 地域整備1課	21～22

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
11	江の浦川護岸設置（旭町）について	朝日校区連合自治会	中央総合事務所 地域整備1課 ・ 土木部 土木防災課	23
12	犬猫の糞害について	朝日校区連合自治会	市民健康部 動物管理センター	24～34
13	朝市の開催について	朝日校区連合自治会	水産農林部 水産農林政策課	35～36
14	老朽化した空き家の撤去について	朝日校区連合自治会	建築部 建築指導課	37～42
15	空き地の雑草処理について	朝日校区連合自治会	建築部 建築指導課 ・ 環境部 環境政策課	43

◆要望内容

【団体名】 水の浦地区連合自治会

【要望件名】 自治会への財政的な支援について

【要望内容】 水の浦地区連合自治会では、人口（世帯数）減少により、連合自治会費が大幅な収入減となり、運営に支障をきたしている。

そこで、連合自治会の活動拠点である公民館の建設費と、人口（世帯数）減少への対応資金を作り出すため、50年計画を作成し、令和3年度から実施している。

また、水の浦町でも少子高齢化が進んでおり、自治会加入者で高齢化率は52%となっている。
長崎市の高齢化の状況を示したうえで、高齢化率が高い地区に対し、何か財政的な支援をしてほしい。

◆回答

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課、企画財政部 地域コミュニティ推進室

【回答内容】

- 1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

水の浦地区連合自治会におかれましては、日ごろから地域のまちづくりのために様々な活動を行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

まず、ご質問の長崎市の高齢化率についてですが、住民基本台帳に基づく人口に占める65歳以上の割合は、令和3年12月末時点で、市全体では33.4%となっており、水の浦地区連合自治会の区域では概ね52.4%となっています。

次に、市におけるまちづくり支援としては、現在、自治会に対して、自治会広報掲示板設置補助金や集会所建設奨励費補助金、広報ながさき等配

布謝礼金などを通じ、財政的支援を行っておりますが、高齢化率に応じた支援は行っていません。

地域において自治会員や役員の高齢化や役員のなり手不足などの課題が出てくる中、そのような市内全体の共通の課題を解決するために、現在、市では自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立・運営を支援しています。

協議会を設立した地区においては、各団体や学校、事業所等の皆さんが集まり話し合う中で、自治会の活動を知ることができたり、団体同士の連携が深まったりしたといった事例も生まれてきています。協議会の活動においては、市から交付される地域コミュニティ交付金を活用して、高齢者を含む世代間交流の取組みなどが行われている地区もありますので、協議会設立に向けご検討いただければと思います。設立に向けたご検討にあたりましては、地域コミュニティ推進室をはじめとした庁内関係所属が連携してしっかりサポートさせていただきます。

今後も地域に寄り添ったまちづくり支援に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆要望内容

【団体名】 水の浦地区連合自治会

【要望件名】 イノシシ対策の手伝いについて

【要望内容】 町内の斜面地に林のような場所があり、イノシシが出没している。

農林振興課からフェンスを支給されたが、高齢者が多く、それを張る人がいない。手伝ってくれるような仕組みはないか。

◆回答

【担当部課名】

水産農林部 農林振興課

【回答内容】

- ① 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

日頃から、有害鳥獣対策にご理解、ご協力いただき、大変感謝申し上げます。

長崎市では、イノシシをはじめとした有害鳥獣による農作物被害及び住宅地等の市街地周辺における生活環境被害があり、被害相談件数も年々増加している中、「防護」「捕獲」などの対策を実施するとともに、自治会等が中心となって、防護柵の設置や捕獲隊の結成など、地域ぐるみの取り組みが進められているところです。

貴地区（大谷町第四自治会）におかれましても、令和4年1月に長崎市からイノシシの防護柵資材の貸与がなされ、地域の皆様が一緒になって柵の設置に取り組まれているものの、労力不足などから計画どおり進まないことがあるとお聞きしております。

長崎市としましては、資材貸与決定通知の際にチラシにてお知らせしましたとおり、令和3年度から、貸与を受けた防護柵を自力で設置すること

が困難な自治会に対して、資材の運搬・設置に係る費用の一部補助を実施していることから、貴地区におかれましても、ぜひご活用いただき、防護柵の設置に努めていただきたいと考えています。

いずれにしましても、有害鳥獣の被害対策は、喫緊の課題でありますので、今後とも、効果的な被害対策を進めるため、地域、関係機関などと連携して、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

◆要望内容

【団体名】 飽の浦地区連合自治会

【要望件名】 飽の浦バス停周辺の側溝の浚渫について

【要望内容】 国道202号線沿いの飽の浦バス停周辺の土地は低くなっており、水が溜まりやすい状況である。ここ2、3年は、台風・梅雨時に側溝の水があふれるようになっている。側溝の浚渫が必要と思われるので、対応をお願いしたい。

◆回答

【担当部課名】

土木部 土木企画課

【回答内容】

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

⑤ 斡旋 6 その他 ()

【回答】

一般国道202号は、道路管理者である長崎県が維持管理を行っています。

ご要望の道路の浚渫について、長崎県に確認しましたところ、「まずは現地調査を実施の上、国道部の側溝の清掃を行う」とのことです。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 防災について

【要望内容】 江の浦町は、海が近く、海拔も低いため、大雨や台風、高潮の際には川が溢れ、一部の地域では浸水する場所もある。また、稲佐山中腹にかけては、土砂災害やがけ崩れなどの危険な場所も多い。当地区の災害リスクや危険な場所等について、安全・安心を確保する対策として、地域住民に伝え、考える機会を作りたい。防災のために何ができるか、どのような対策を行えばいいのか教えていただきたい。

◆回答

【担当部課名】

防災危機管理室

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他 ()

【回答】

長崎市では、災害の危険箇所や避難所の位置を確認できるよう、地域ごとにハザードマップを作成し、各地域センターに備え、市のホームページでも閲覧できるようにしています。

江の浦町につきましては、土砂災害警戒区域や高潮浸水エリア、津波災害警戒区域に入っているところもありますので、まず、ハザードマップ等で、自分の住む家が安全かどうかを事前に確認していただきたいと思います。

長崎市では、自治会などの単位で、地域の避難所や危険箇所、過去に被害があった場所などを地図に書き込みながら、災害時の避難行動について話し合う地域防災マップづくりを行っています。

作成した地域防災マップを、各世帯に配布することで、地域全体への周知や啓発にもなりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

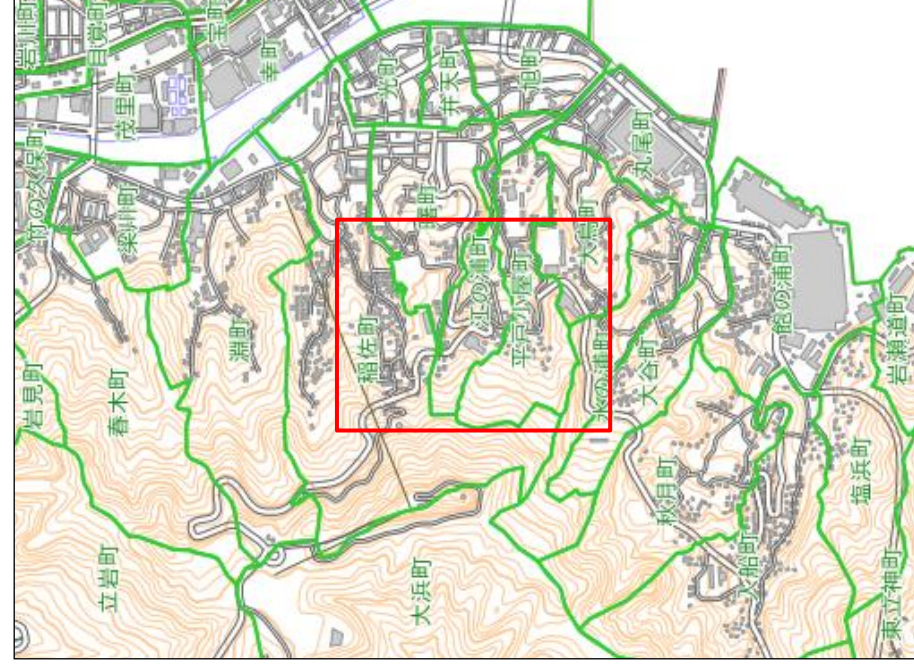
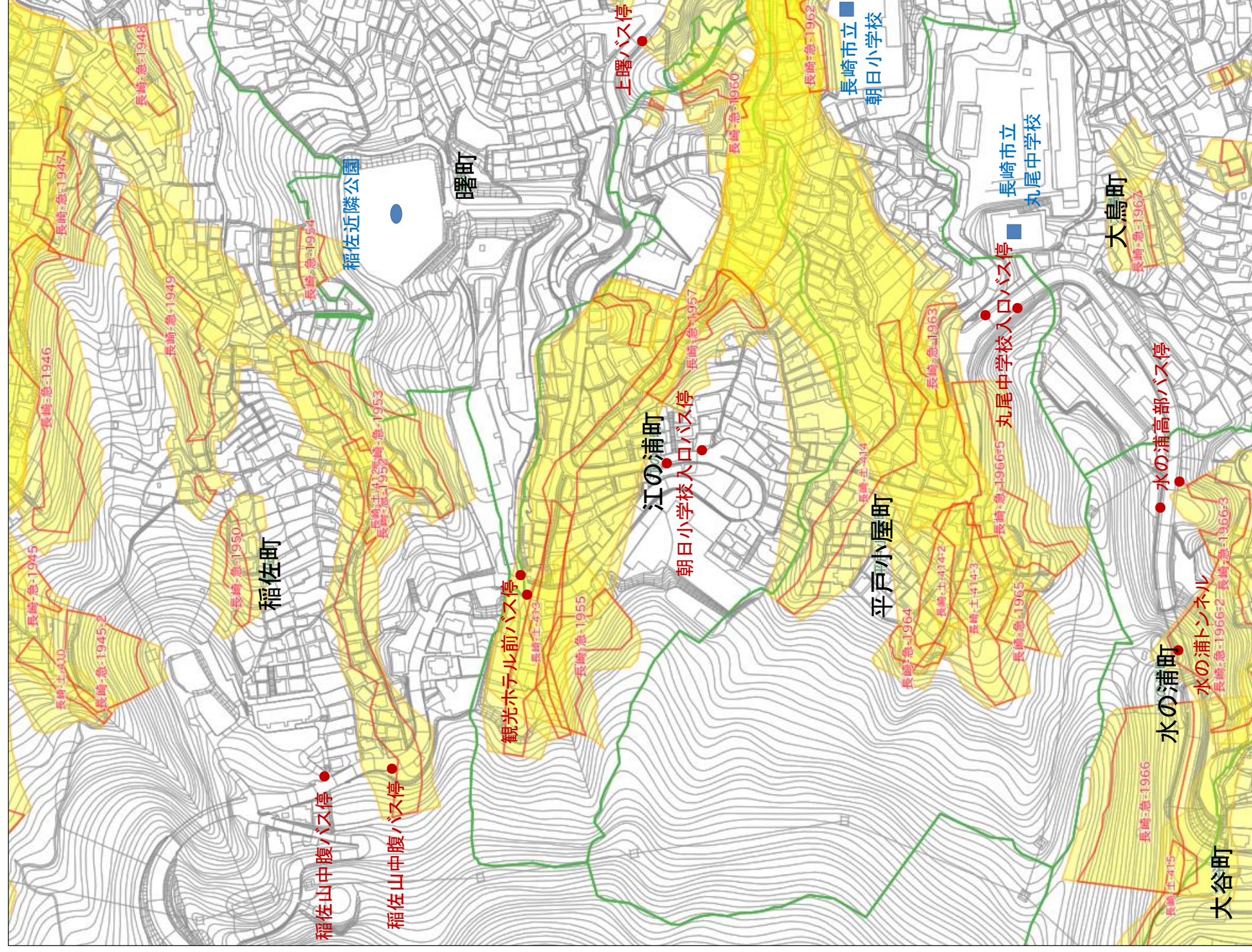
また、避難先は市が指定する指定避難所だけではありません。避難とは「難」を避けることです。安全な自宅や、親せき・知人宅、ホテルや旅館などの頑丈な建物なども有効な避難所となります。

長崎市では、いざという時に迅速に避難できるよう、平常時から、ご自身にあった避難所（マイ避難所）を考えていただく取組みを進めています。

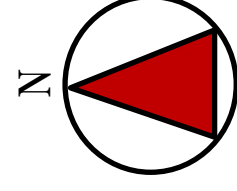
それぞれの地域にあった取組みを行うことが重要と考えますので、地域防災マップづくりや防災講話の実施など、防災危機管理室にお声かけくださるようお願いいたします。

土砂災害ハザードマップ

江の浦町(1/2)地区



項目	記号
土砂災害警戒区域	■
土砂災害特別警戒区域	■
避難所	■
避難場所	●
町丁目界	—



- ◆問い合わせ先
- 長崎県土木部砂防課 電話 820-4788
 - 長崎振興局砂防課 電話 844-2181
 - 長崎県河川砂防情報システム ホームページ <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>
 - 長崎市防災危機管理室 電話 822-0480
 - 消防局 電話 822-0119
 - ホームページ 防災ガイドながさき <http://119.city.nagasaki.nagasaki.jp/bousai/>
 - 防災無線が聞き取れない時は
- 長崎市役所(代表) 電話 0180-999-002
- ホームページ <http://www.city.nagasaki.lg.jp/>
 - 土木部土木防災課 電話 824-1424

または、お近くの総合事務所へお問い合わせ下さい。

- 中央総合事務所地域整備1課 電話 829-1164
- 中央総合事務所地域整備2課 電話 829-1184
- 東総合事務所地域整備課 電話 894-1248
- 南総合事務所地域整備課 電話 892-1114
- 北総合事務所地域整備課 電話 814-3410

◆土砂災害に備えて

- ①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！
- ②雨が強くなったら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入力しましょう！
- ③避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう！

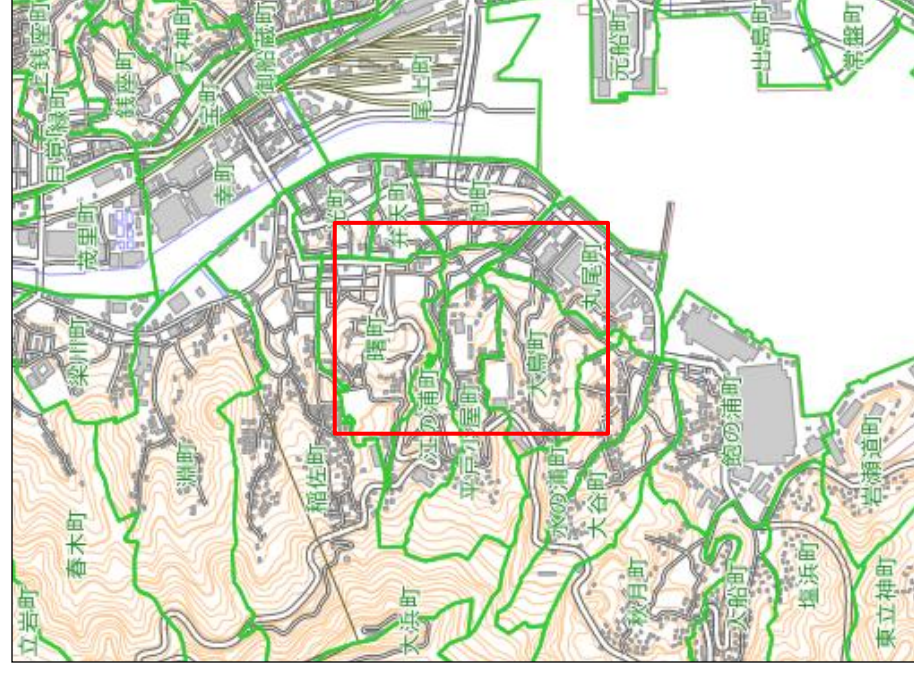
◆関係者、避難連絡表

自治会長	電話
地区長	電話
防災担当	電話
近所の連絡先	電話
避難所	

- 黄色で塗りつぶした範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時は警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周囲の周囲の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

土砂災害ハザードマップ

江の浦町(2/2)地区



- ◆問い合わせ先
- 長崎県土木部砂防課 電話 820-4788
 - 長崎振興局砂防課 電話 844-2181
 - 長崎県河川砂防情報システム ホームページ <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>
 - 長崎市防災危機管理室 電話 822-0480
 - 消防局 電話 822-0119
 - ホームページ 防災ガイドながさき <http://119.city.nagasaki.nagasaki.jp/bousai/>
 - 防災無線が聞き取れない時は
- 長崎市役所(代表) 電話 0180-999-002
- ホームページ <http://www.city.nagasaki.jp/>
- 土木部土木防災課 電話 822-8888
- 電話 824-1424

または、お近くの総合事務所へお問い合わせ下さい。

- 中央総合事務所地域整備1課 電話 829-1164
- 中央総合事務所地域整備2課 電話 829-1184
- 東総合事務所地域整備課 電話 894-1248
- 南総合事務所地域整備課 電話 892-1114
- 北総合事務所地域整備課 電話 814-3410

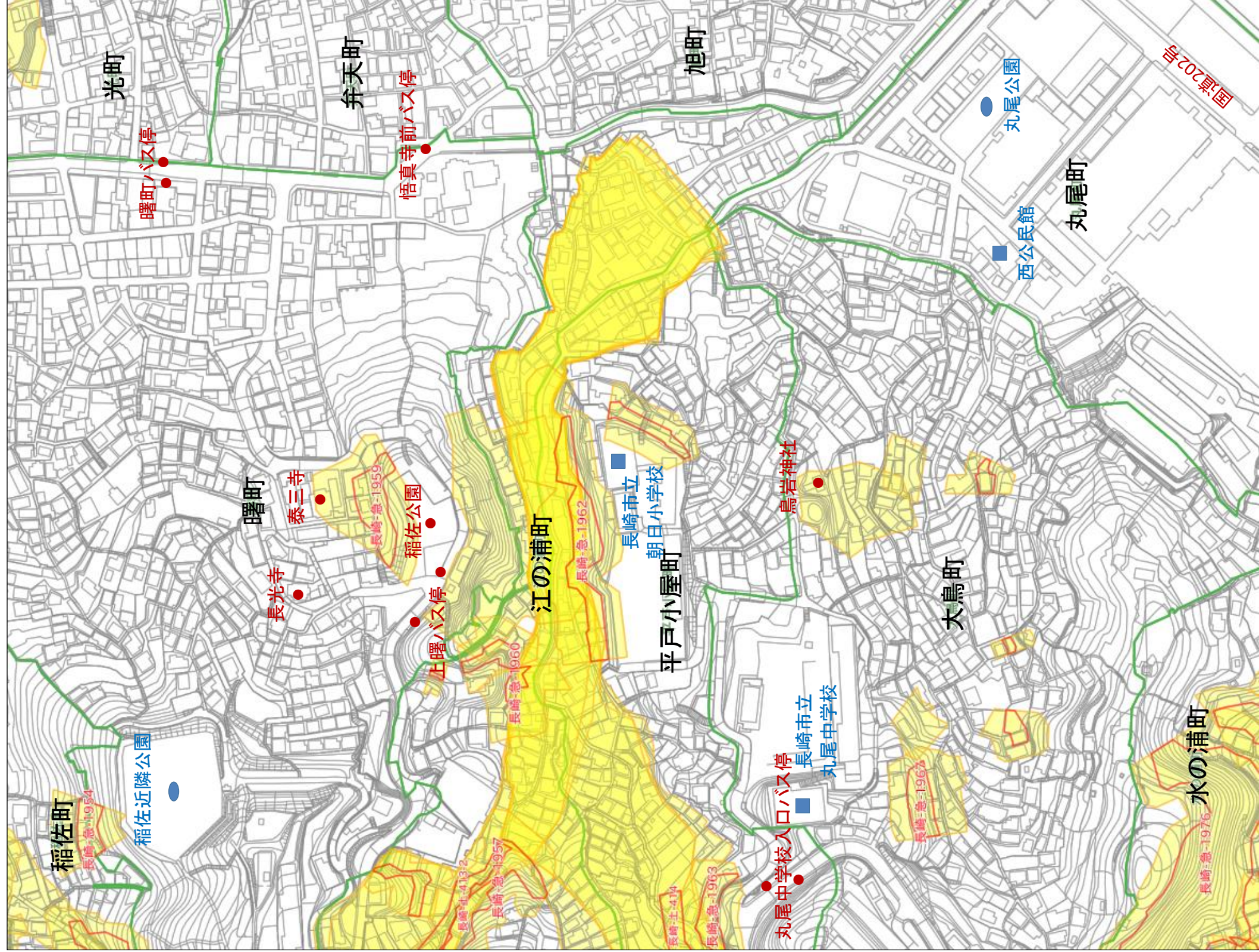
◆土砂災害に備えて

- ①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！
- ②雨が強くなったら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入力しましょう！
- ③避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう！

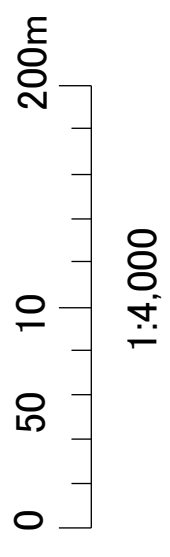
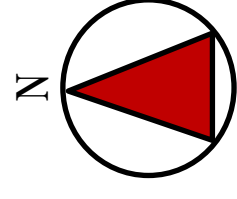
◆関係者、避難連絡表

自治会長	電話
地区長	電話
防災担当	電話
近所の連絡先	電話
避難所	

- 黄色で塗りつぶした範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時は警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周囲の周囲の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。



項目	記号
土砂災害警戒区域	■ (Yellow)
土砂災害特別警戒区域	■ (Red)
避難所	■ (Blue)
避難場所	● (Blue)
町丁目界	— (Green)



マイ避難所について考える！

～自分だけは大丈夫と思っていないですか！～



近年、記録的な大雨や台風などによる自然災害が全国各地で多発しています。長崎市では昭和57年7月23日（1982年）の長崎大水害以降、大規模な災害は発生していませんが、いつ発生してもおかしくはありません。逃げ遅れ等の被害を防ぐためには、早めの避難行動と日頃の備えが大切です。

長崎市では、平成30年度から迅速な避難行動につなげる取り組みとなるマイ避難所運動を推進しています。災害が発生する恐れがある場合、危険な場所にいる人は避難が原則です。



長崎市
避難所

市が指定する指定避難所に避難する
※必要品は自分で用意して持参しましょう

避難することが危険な場合や、
自宅が頑丈な場合は、避難せず
自宅の安全なところにとどまる
ことも大切です
(在宅避難)



ホテルや旅館などの頑丈な建物
や、安全な場所にある親戚や知
人宅などへ避難する
※避難生活のストレス軽減にも
有効です



台風や大雨の
時はどこに避難
しようか…



事前に話し合って決め
ておけば、いざとい
うときにも落ち着いて行
動できるね！

指定避難所へ避難したいときは、事前に開設状況を確認しましょう!!

最寄りの指定避難所は **〇〇公民館** 一緒に避難する人は ※支援が必要な人など **じいちゃん・ばあちゃん**

大雨のとき 土砂災害・水害の危険がある場合	【避難のタイミング】 <input type="checkbox"/> 大雨・洪水警報 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難 <input type="checkbox"/>	マイ避難所は 〇〇ふれあいセンター 長男の家
地震のとき 建物の倒壊・津波の危険がある場合	【避難のタイミング】 <input checked="" type="checkbox"/> 震度 5弱 以上のとき <input checked="" type="checkbox"/> 自宅やまわりの安全が確認 できない場合	マイ避難所は 〇〇小学校

【お問合せ】長崎市コールセンター ☎095-822-8888 長崎市防災危機管理室 ☎095-822-0480
 防災無線がよく聞こえないときは ☎0180-999-002 [発行]長崎市防災危機管理室

日頃の備えとして、いざという時の避難場所を決めておきましょう。避難のタイミングや避難する場所を記載できるマイ避難所シールやシートを配布していますのでご活用いただき、あらかじめ、どのタイミングで、どこに避難するのか、ご家族や友人など、周囲の方々と話し合って決めておきましょう。

避難先は市が指定する「指定避難所」だけではありません。避難とは「難」を避けること。安全な自宅（在宅避難）や親戚・知人宅（縁故避難）、ホテル・旅館などの頑丈な建物なども避難先の選択肢として考えておきましょう。

保存版

小江小浦

地域防災マップ

アプナカくんマークは要注意

アプナカくんマークは地域から情報提供された危険箇所です。

地域内の危険箇所、以前から被害が予測されているところ、過去の災害で被害が出たところなどの現状を把握しましょう。

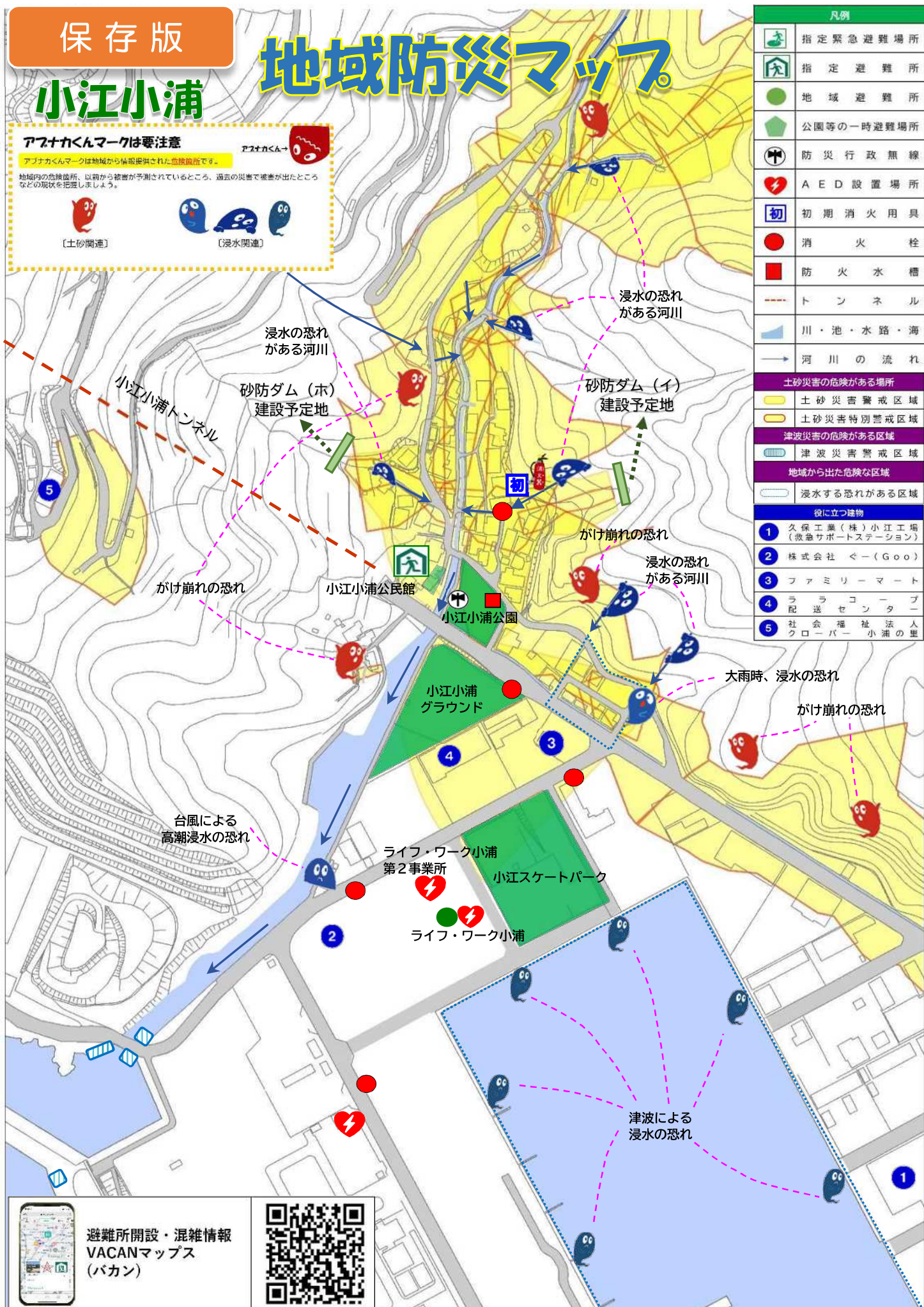


【土砂関連】



【浸水関連】

凡例	
	指定緊急避難場所
	指定避難所
	地域避難所
	公園等の一時避難場所
	防災行政無線
	A E D 設置場所
	初期消火用具
	消火栓
	防火水槽
	トンネル
	川・池・水路・海
	河川の流れ
土砂災害の危険がある場所	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
津波災害の危険がある区域	
	津波災害警戒区域
地域から出た危険な区域	
	浸水する恐れがある区域
役に立つ建物	
1	久保工業(株)小江工場(救急サポートステーション)
2	株式会社 <-(Goo)
3	ファミリーマート
4	ララコンター配送センター
5	社会福祉法人クローバー 小浦の里



避難所開設・混雑情報
VACANマップス
(バカン)



◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 住みやすいまちづくりについて

【要望内容】 市内では、長崎駅など再開発が進んでいる場所もあるが、平戸小屋町のような斜面地にも目を向けて、住みやすいまちにしてほしい。

斜面市街地では人口減少が進んでおり、朝日小学校の児童数も大幅に減少している。このような状況は、車が入らないような宅地が多いことが原因と考えられる。

また、これまで斜面市街地再生事業等において検討がなされ、用地買収や地形的制約による事業費の高騰などにより、事業の見直しが進められているが、現在の斜面市街地は市の中心部に近い場所に位置し、車さえ入れば利便性の高い場所である。

そこで江の浦町と平戸小屋町の川沿いに「車みち事業」を市に要望して進めている。町内の皆様も待望し協力をしていきますので、早急に事業を進めてほしい。

◆回答

【担当部課名】

まちづくり部 都市計画課、中央総合事務所 地域整備1課

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市では、斜面市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るため、平成7年度から「斜面市街地再生事業」に着手し、生活道路の整備を中心に取組みを進めていますが、事業には多くの家屋移転を伴うことなどから長期化している状況にあります。

このことから地元のまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を行っています。

朝日地区についても同様に、地元まちづくり協議会と協議を進める中で、これまでの広い幅員での道路拡幅ではなく、道路沿線の用地の寄付により車が通行できるような道路を整備する「車みち整備事業」を活用して、即効性のある整備を進めていくことを検討しています。

「車みち整備事業」は、用地寄付や工事への同意取得など地元の主体的な協力が必要となる事業でありますので、今後、地元まちづくり協議会と連携を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

◆要望内容

【団体名】 水の浦地区連合自治会

【要望件名】 石垣の点検について

【要望内容】 近年、全国各地で自然災害が頻発化する中、水の浦地区の斜面地には、石垣のある住宅が密集しているため、石垣が台風、地震に対応できるのか心配である。相談に応じて石垣の点検をしてほしい。

◆回答

【担当部課名】

建築部 建築指導課

【回答内容】

- ① 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

石垣を含む民有地につきましては、所有者の責任において適切に管理、保全していただく必要がありますが、石垣も年々老朽化するものであり、近年の気象の変化も相まって、がけ崩れの危険性も増加してきており、場合によっては、所有者本人のみならず周囲にお住まいの方々等に被害が及ぶおそれもあります。

そこで、長崎市では、平成27年度に市民の安全・安心な生活環境を確保するため、災害などで崩れたがけの復旧費用の一部を助成する「宅地のがけ災害対策費補助金制度」を創設し、所有者が早期に復旧できるよう支援しております。また、令和2年度からは制度を拡充し、ふくらみやひび割れなどが見られる「崩れる恐れがあるがけ」の防災工事も対象とし、予防・保全にも支援しております。

ご要望のとおり、石垣が崩れる前の事前対策が非常に重要なことと考えておりますので、地域の皆様に、がけ崩れの前兆とは、どのようなもので

あるのかを、あらためてお知らせし、周辺に危ないがけがありましたら情報をお寄せいただいで、現地で石垣の点検をした上で、所有者の方へ、適切に管理していただくよう補助金の制度を周知し、また、助言や指導を行い、安全・安心な生活環境の確保に努めてまいります。

(がけに関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 開発指導係

TEL095-829-1176 (直通)

◆要望内容

【団体名】 水の浦地区連合自治会

【要望件名】 人口減少対策について

【要望内容】 水の浦町だけではなく、長崎市全体でも人口減少が進んでいると思う。

長崎市全体で取り組んでいる人口減少対策を教えてください。

◆回答

【担当部課名】

企画財政部 長崎創生推進室

【回答内容】

- ① 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」をめざすべき姿として掲げる「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

この戦略においては、「社会減・自然減の両面で人口の減り方をおさえる」、「人口が減っても暮らしやすいまちにする」、「交流人口を増やす」という考え方を基本とし、以下の4つの目標を掲げて取組みを進めています。

- ・基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる
- ・基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる
- ・特定目標 交流の産業化

人口減少対策につきましては、働く、子育てする、暮らす、楽しむなど

の様々な取組みを複合的に行っていく必要があると考えておりますので、今後とも、各部局に横串を通しつつ、産学官金労言士のオール長崎市で「若い世代に選ばれる魅力的なまち」となることを目指していきたいと考えています。

■第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p028263.html>

◆要望内容

【団体名】 水の浦地区連合自治会

【要望件名】 バスや乗合タクシーの共同運営について

【要望内容】 高齢者は、病院や買い物に徒歩では行けず、タクシー代の捻出も難しい。病院や買い物に行くためのバスや乗合タクシーを、毎日でなくてもいいので、バス会社やタクシー会社と共同で運営してほしい。

◆回答

【担当部課名】

まちづくり部 公共交通対策室

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 ③ 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市は既成市街地の約7割が斜面地であるため、バス停から一定の距離がある住宅地が多く存在し、水の浦町、大谷町もそのような地区の1つと認識しています。

また近年は、長崎市の総人口のうち65歳以上は約3割と高齢化が進展していることも相まって、市内の斜面地域や縁辺部などの他の地区からも、同様の要望が多数寄せられています。

これまで長崎市では、バス停から一定の距離があり、住宅が連坦した5ha以上のまとまりのある区域を「バス空白地域」と定め、一定の人口規模を有し需要が見込まれる地区に乗合タクシーを導入しましたが、相当額の補助金が必要となっていることから、さらに人口規模が小さいすべての地区に展開していくことが難しい状況で、要望があった他の地区にもその旨をお答えしています。

水の浦町、大谷町についても、バス空白地域に該当していないことや、

既に乗合タクシーを導入している地区の人口規模より少なく、採算性が見込めないなどの理由により、乗合タクシーの運行は難しいと考えています。

なお、補助金形式以外での地域の移動手段の確保策として、「タクシーの乗り合わせ」など地域の共助による移動手段も考えられます。長崎市内で実現した事例はまだありませんが、住民の皆様が取り組まれる場合は、長崎市も一緒になって取り組んでいきたいと考えています。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 回転場設置について

【要望内容】 旭町9番22号 車の行き止まりに付き、車の回転場設置をお願い致します。回転場所として使用する土地の協力は得られている。

◆回答

【担当部課名】

中央総合事務所 地域整備1課

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

現地を確認したところ、行き止まりの市道で民地を回転場所として利用されている状況を確認しました。この市道は、狭小箇所が複数あり軽車両以外は、進入することが非常に困難な状態です。

現在、長崎市は車が入れない生活道路の整備にも取り組んでいるところです。

ご要望の回転場の設置箇所については、用地の寄附や安全面の確保等も必要になることから、今後、地元の皆様と整備の可能性について協議検討していきたいと考えております。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 江の浦川砂防堰堤設置について

【要望内容】 江の浦川の源流は稲佐山の中腹です。豪雨の時は滝の様に流れ護岸の石がゴロゴロと護岸のカーブに当たり流れ落ちます。水源部に砂防堰堤等を設置をして、護岸の補強工事をお願いします。

◆回答

【担当部課名】

水産農林部 農林振興課、中央総合事務所 地域整備1課

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 ④ 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

先日、事前調査を行い、下流の水路へ影響を及ぼしていると考えられる場所は保安林外で個人所有の水路の護岸が崩落している部分とされます。

それより上流の山林の一部は、現在、保安林として指定されておりますが、現状としては、山林が荒廃しているものの、今すぐ、土石流が発生する可能性は低いと思われま。

保安林では、その機能を維持するため、防災対策として災害の原因となる土石流等を起こさないため治山ダムを設置するなどの治山事業があります。

治山事業を行うためには、保安林への指定、治山ダムや作業道などを造るための土地所有者の承諾が必要不可欠であることや今回、流末となる水路が個人所有であるなど、課題もありますが、事業化の可能性について、関係機関と協議・検討を行いたいと考えております。

これまでも大雨後の現地を調査したところ、既存の護岸に流下してきた石が接触した形跡は確認しておりますので、必要に応じて補修等を施していきます。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 江の浦川護岸設置（旭町）について

【要望内容】 あびきや大潮の台風接近時に浸水被害が発生しているため、江の浦川の護岸設置をお願い致します。

◆回答

【担当部課名】

中央総合事務所 地域整備1課、土木部 土木防災課

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 ③ 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

ご要望の江の浦川護岸設置につきましては、これまでにおいて護岸の補強工事を行っており、一定の整備は完了しているものと考えております。あびきや大潮の台風接近時に異常高潮のため、丸尾地区では浸水被害が発生している状況ではありますが、現地盤高が低いことから根本的なハード整備は困難と考えております。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 犬猫の糞害について

【要望内容】 犬猫の糞害に苦慮している。衛生面、町内美化、風紀上、真に遺憾と言わざるを得ない。行政上規制を強化する必要がある。

具体的には、犬の散歩時の糞尿の捨置き、ノラ猫の餌やりである、他方、獣は「益獣」「害獣」を区別し、「害」なるものは、それなりに処分すべきである。この件も、行政の責任のもとに結果を出して欲しい。

◆回答

【担当部課名】

市民健康部 動物管理センター

【回答内容】

- 1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

長崎市におきましては、犬の散歩時の糞尿の放置、猫の放し飼いや所有者のいない猫、いわゆる野良猫への不適切な餌やり行為による生活環境被害の相談・苦情が多く寄せられている状況です。

このため、広報紙などの広報媒体による犬猫の適正飼育などの啓発活動に加え、苦情発生地域での広報車による音声啓発、自治会への啓発ポスター等の提供や犬の散歩時のマナー違反、猫の放し飼いや野良猫への不適切な餌やり行為をしている人への指導啓発活動を行っておりますが、このような迷惑行為をする人が後を絶たない状況です。

特に、野良猫への不適切な餌やり行為は、野良猫の繁殖や糞尿等による生活環境被害をもたらす要因のひとつとなっており、一定の規制が必要であると考えています。

この点を含め、市民の動物愛護に関する意識の醸成、並びに人と動物との共生社会の実現に寄与するものとなるよう、長崎市動物の愛護及び管理に関する条例を制定（令和4年7月1日施行）したところであり、特に、野良猫への不適切な餌やり行為について、一定の規制をかけることとなっており、当該条例に基づき対応してまいりたいと考えています。

なお、動物の不適切な取扱いへの対応を強化するため、令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、都道府県知事に、野良猫への不適切な餌やり行為等の動物への給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限が与えられており、指導助言に従わない場合は措置勧告、勧告に従わないときは措置命令が可能となり、措置命令に従わないときは、罰則（50万円以下の罰金）の適用対象となります。

長崎市としても、特に悪質なケースについては、このような制度を活用し、県と連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

なお、平戸小屋町自治会で問題となっております朝日公民館前の空き家における野良猫への不適切な餌やり行為の問題につきましては、今後とも動物管理センターと建築指導課が連携して対応してまいりたいと考えております。

また、野良猫について、イノシシ等と同様に害獣としての取り扱いができないかとのことですが、猫については、「動物の愛護及び管理に関する法律」で、愛護動物として定められており、みだりに傷付けたり、存在するからといって処分目的で捕獲することは法に抵触する行為となります。

愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、虐待や遺棄した者については、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとなります。

現在、野良猫による生活環境被害の軽減及び猫の殺処分の削減並びに地域コミュニティ形成の観点から、自治会ぐるみで野良猫の不妊去勢手術を行う等の地域猫活動を行う地域が増えてきております。

自治会の集会の場等へ動物管理センターの職員が出向いて地域猫活動並

びに長崎市動物の愛護及び管理に関する条例について、説明させていただきたいと考えておりますので、是非、ご検討くださいますようお願いいたします。

長崎市 猫の適正飼養ガイドライン 〔改訂版〕



みんな おうちで いっしょがいいね。

＊ ＊ ねこはできる限り屋内で飼いましょう ＊ ＊

はじめに……ひととねこが平和に共存するまちづくりのために

ねこたちは、ながさきの風景に溶け込むように、わたしたちとともに暮らしています。同じ街に暮らす生き物としてねこをかわいがり餌を与えるひとがいる一方で、そうしたねこがもたらす糞尿や乱繁殖の被害に迷惑するひともあります。ひととねこが平和に共存するためには、ひとの側に「思いやり」と「ルールづくり」の両方が求められます。

このガイドラインは、ねこの正しい飼い方や接し方、ねこが好きなひととねこに困るひとを守るべきルールを明確にし、適切な飼育スタイルや動物愛護への理解を広めることを目的としています。ねこの被害に迷惑するひと、天寿を全うできない不幸なねこがなくなることで、「ひととねこが平和に共存するまち・ながさき」を実現できるように、このガイドラインを活用していただければ幸いです。



1 ねこの分類

このガイドラインでは、**所有**（飼われ方）と**管理**（給餌・衛生・健康）の面から、次のようにねこ进行分类します。

		管理面
飼い主がはっきりしている	① 完全室内飼いねこ	◎～○
	② 内外飼いねこ	○～△
飼い主がはっきりしない	③ 外飼いねこ	△～×
	④ 餌やりねこ	△～×
飼い主がない	⑤ ノラねこ	×
	⑥ ②～⑤のねこが生んだ子ねこ	×

ひととねこが平和に共存するために望ましい飼い方は「①完全室内飼い」です。ねこが健康で長生きできるための「思いやり」、ねこが地域住民に迷惑をかけないための「ルール」の両面から考えて、ねこを外に出すことが望ましくないのは明らかです。できるだけ「完全室内飼い」を行なうようにしましょう。



室内飼いのねことノラねこ、その暮らしは大きく違います

2ねこの生態と習性

(1) 成長

- 1～1.5 週齢 目が開く / 自力で排泄はできない
- 3～4 週齢 歩行開始 / 乳歯が揃い始める / 自力排泄が可能になる
- 1～2 ヶ月齢 ひとを含めた他の動物との接し方を身につける / 運動が活発に
- 3 ヶ月齢 歯が生え替わり始める / 混合ワクチン接種適齢 (1 ヶ月おきに 2 回)
- 4～5 ヶ月齢 体格は成猫に近くなる / 不妊化手術適齢 (体重 2kg が目安)
- 6～8 ヶ月齢 性成熟に達し、メスは出産可能に、オスも繁殖行動可能に
- 1 歳 成猫となり、ほぼ成長が止まる (人間に置き換えると 20 歳くらい)
- 7 歳～ シニア期に入る (人間の 45 歳くらい) / 定期的な健康診断を

(2) 寿命

ノラねこは長生きしてもせいぜい 4～5 年と短命です (人間に置き換えると、せいぜい 30 代半ばで亡くなることになります)。一方、完全室内飼いのねこは、適切な栄養管理と健康管理を行なうことで、20 歳近くまで生きることもあります。

(3) 繁殖

不妊化していないメスは年 2～4 回の発情期があり、交尾した場合は 100% 妊娠します。授乳中でも妊娠することがあり、また親子・兄妹間で繁殖することもあります。

妊娠期間は 65 日、1 回の出産頭数は 2～6 匹が普通です。

オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行ないます。

(4) 習性

- 夜行性 基本的に、昼間は休息し、夜間に活動が活発になります。
- トイレ 乾いた柔らかい土や砂地を好み、ほぼ一定の場所を選びます。この習性を利用すると、トイレのコントロールをすることができます。
- 行動範囲 個体差や環境にもよりますが、屋外にいるねこは概ね半径 250 m 程度のなわばりを持ちます。メスよりもオスの方が行動範囲は広く、また発情・繁殖行動中にはより広い範囲を動き回ります。
- マーキング オスはなわばりを主張するために、臭いの強い尿をスプレーのように飛ばしてマーキングを行ないます (去勢手術によって軽減されます)。
- 爪とぎ なわばりを示す・気分転換を図る・爪の新陳代謝を促すなど、さまざまな理由で爪とぎをします。爪とぎも、トイレ同様、ほぼ決まった場所で行ないます。
- その他 環境の変化に対しては敏感で、それがストレスとなります。一方、必ずしも広い活動スペースは必要としないので、十分に室内飼いは可能です。広さよりも、むしろ上下運動を好むため、キャットタワーなどを設置するとよいでしょう。

3 適正飼養とは

令和元年6月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、**飼い主（所有者）の責務**として、次のような適正飼養の項目を掲げています。

(1) 逃げ出さないように対策すること&身元の表示をすること

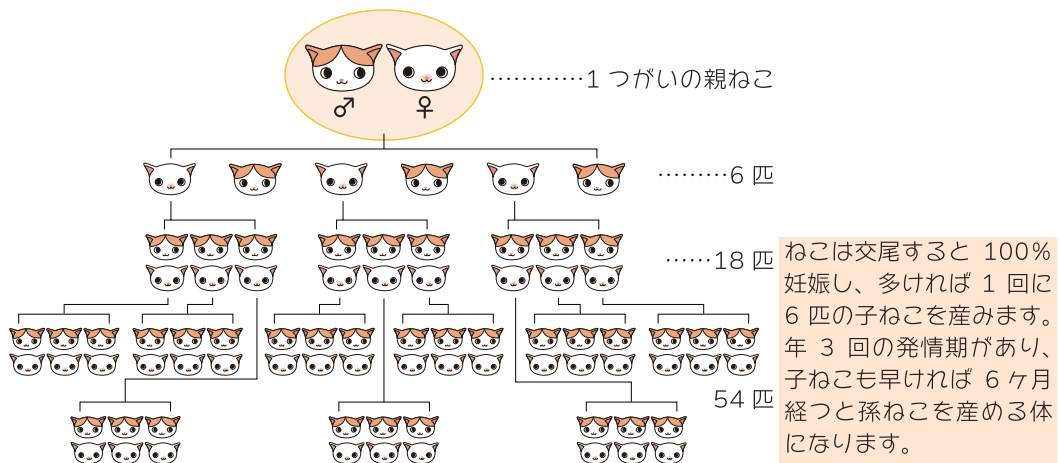
ねこを外に出すと、糞尿や鳴き声、車や庭木に傷をつけるなどして、ご近所に迷惑をかけてしまいます。また、交通事故や感染症によって命を落としたり、戻れなくなってノラねこになってしまうこともあります。「ねこへの思いやり」と「ご近所づきあいのルール」のために、完全室内飼いは必要です。完全室内飼いをしている場合でも、ねこは思いがけないきっかけで逃げ出してしまうことがあります。玄関や窓には脱走防止策を施すとともに、連絡先を書いた首輪やマイクロチップなどを装着しましょう。

(2) 終生飼養すること

飼う前にはねこの生態・習性を理解し、居住環境（ペット可であることの確認）、飼育費用、不妊化費用、治療費用、世話の時間など、家族全員で十分に話し合い、ねこを最期まで看取る決意と覚悟をもって飼いましょう。

(3) 不妊・去勢手術を施すこと

1つがいの親ねこからは、1年間で最大70匹の子ねこ・孫ねこが生まれます。できるだけ早く、頭数の少ないうちに、メスの不妊手術・オスの去勢手術を行ないましょう。



☆オス去勢手術のメリット：発情しない / 妊娠させない / マーキングが減る / 家出やケンカ・威嚇する鳴き声が減る / 性格が温和になる

☆メス不妊手術のメリット：発情しない / 妊娠しない / メス特有の病気が防げる

(4) 病気についての正しい知識を持つこと

猫白血病・猫エイズ・猫パルボ・猫カリシなどのウイルスによる感染症は、時には簡単にねこの命を奪いますが、その多くはワクチン接種によって防げます。また、狂犬病やパストツレラ症などの人獣共通感染症は、飼いねこから飼い主にも広がってしまいます。かかりつけの動物病院を持ち、ワクチン接種などの健康管理に努めましょう。

4 ねこの困りごと

よくある相談を例にしてみました。このほかにもさまざまな相談が動物管理センターや動物ボランティアには寄せられます。ねこの困りごとを抱えている方は、一度相談してみてください。同じようなことに悩んでいる人はたくさんいますし、解決策もきっとあります。

●子ねこを拾ってしまったが、どうしたらいいだろうか

家で飼えない場合は、他の飼い主さんを探しましょう。知り合いに声をかけるほか、動物病院やお店・コンビニにポスターを貼らせてもらったり、インターネットの里親さがしサイトに掲載してもらい、行政やボランティア主催の里親さがし譲渡会に参加するなど、たくさん方法があります。せっかく助けた命です。あきらめて放り出すことなく、最後まで責任を持って里親さがしを続けてください。



●庭によそのねこがやってきて糞尿被害を受けている

ガーデニングでやわらかくした土は、恰好のねこトイレになります。それを避けるには、より快適なトイレを用意するか、逆にねこにとって快適ではない環境づくりをする必要があります。市販のねこトイレを置いてみる、忌避剤（木酢液・竹酢液は比較的效果があります）をまく、水を撒く（猫は水を嫌います）、トゲトゲや超音波発生器など市販のねこ除けを置くなど、いろいろな方法を組み合わせながら試してみてください。

なお、ねこに罪があるわけではありませんので、虐待になるようなことをしてはいけません。愛護動物の虐待は犯罪です（5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられます）。その前に相談を！

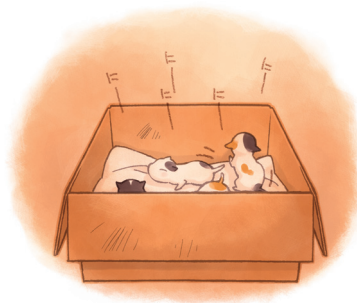
●近所で餌やりをされ、ねこが集まって迷惑している

餌やりをする人は「かわいそうなねこ」が集まっている場所にやってきます。そして周囲から疎まれ、文句を言われても、なかなか餌やりをやめることはなく、深夜や早朝に時間を変えて餌やりを続ける傾向にあります。無責任な餌やり行為を地域からなくすためには、「かわいそうなねこ」をなくさなくてはなりません。

未去勢・未不妊のねこを外に出してしまう飼い主が地域にいませんか？ そこから生まれた子ねこのほとんどは「かわいそうなねこ」になりますから、地域に適正飼養の考えを広めることは重要です。また地域ぐるみで「かわいそうなねこ」を管理する「地域ねこ」のしくみも検討する価値があります。地域ねこ活動を行なおうとする自治会に対しては、行政・ボランティアの支援も受けられますので、ぜひ相談してみてください。

●家の前に猫を捨てられて困っている

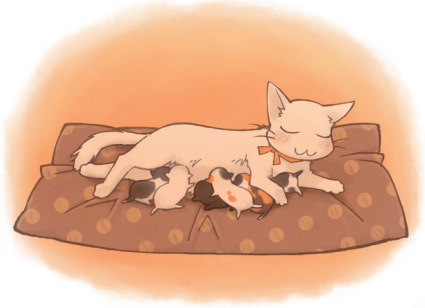
愛護動物の遺棄は犯罪です（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。所轄の警察署・交番に連絡して事情を説明するとともに、立看板や照明を設置したり、自分のねこは室内飼いにして外に出さないなど、捨てにくい環境を整えるのが効果的です。また、自治会にも相談して、地域ぐるみで捨てねこをされないまちづくりに取り組むことが望ましいです。



●去勢手術・不妊手術は受けさせたいが、お金がない

オスの去勢手術は1.5～2万円、メスの不妊手術は2～2.5万円程度かかるのが平均的です。決して安い金額ではありませんが、一定の条件を満たすと行政・獣医師会・ボランティア団体が行なっている事業から補助を受けられることもありますので、ご相談下さい。

何よりも、早めに・頭数が少ないうちに手術を済ませてしまふのが鉄則です。増えてからでは、手術費用もかさみますし、それだけでなく、毎月の餌代も何倍にも増えます。「将来の餌代を増やさないため」と考えて、手術のためにお金を回すように心掛けて下さい。



●飼いねこが迷子になってしまいました。どうしたらいいですか？

まず動物管理センターと地域の警察署・交番に、迷子になったねこの特徴（首輪の有無、雌雄の別、年齢、柄・模様、体格やしっぽの長さなど）とともに、迷子になった経緯を知らせて下さい。

実際にねこを捜すには人手と人の目が必要です。できるだけ多くの方に手伝ってもらいましょう。ちらしやカードを用意していつでも誰にでも渡せるようにします。

迷子になったねこは、2～3日は近所に潜んでいるケースが大半ですが、それ以降はかなり広い範囲をさまよい歩くこともあります（数km以上離れた場所まで移動してしまうことも稀ではありません）。「そのうち戻るだろう」と呑気に考えず、早く手を打つことが鉄則です。

そして、1ヶ月以上経過してから見つかることもありますので、決してあきらめずに探しましょう。きっと飼いねこもその思いに応えてくれるはずですよ。



長崎市のねこ事情

「長崎はねこが多い」と言われます。これほどねこが多いのは、車が通りにくいまちの造りや冬でも温暖な気候が、ねこにとって住み心地がよい点が挙げられます。しかしこのねこたちをめぐって市内のあちこちの地域でねこ好きの人とねこに困っている人とが対立し、トラブルともなっています。特にノラねこ（飼い主のいないねこ）に餌をあげている人たちの問題は、全国では殺人事件にまで発展してしまうこともあるぐらい深刻です。

ノラねこへ餌をやる人も決して悪いことをしているわけではなく、「かわいそうだから」という優しい気持ちを持った人たちです。けれども、自分ひとりで餌やりから糞尿の始末、繁殖制限のための手術など、すべてのねこの管理をすることはできません。そこで「地域ねこ活動」が生まれました。地域の中のねこ好き、ねこで困っている人、その他皆が一緒になって地域のノラねこを管理し、問題を解決してゆくことが大事です。

5 地域ねこ活動

「地域ねこ活動」ということば自体は、近年少しずつ知られるようになってきましたが、その中身についての理解はまだ十分には広まっていないようです。

「飼い主がはっきりしているねこ」については、飼い主が適正飼養のルールを守ることで、「ねこへの思いやり」も「ご近所づきあいのルール」も満たすことができます。けれども、地域の生活環境を考える上では、「飼い主がはっきりしないねこ」「飼い主がいないねこ」をそのまま放置しておくわけにはいきません。

そうした特定の飼い主がいないねこのうち、その地域の複数の住民やボランティアによって、(1) 定期的に餌を与えられ、(2) 糞尿の清掃が行なわれ、(3) 不妊化手術を施されているねこを「地域ねこ」と呼びます。このガイドライン2ページにある「ねこの分類」に挙げた④⑤⑥のねこたちがその対象となります。不妊化で一代限りとなつたねこを、餌やり・トイレ・健康面からしっかりと管理するのが「地域ねこ活動」です。

「地域ねこ」は、通常5年程度、長くても10年程度で一生を終えます。全ての地域ねこがその天寿を全うしたときに地域ねこ活動も終了します。そのときには、ねこのもたらす被害に迷惑する人も、天寿を全うできない不幸なねこも、いなくなっているはずです。無理やりねこをよそに追い払ったり捕獲・駆除するのではなく、ねこの寿命を待ってその数を緩やかに減らしていくことで、「ねこの被害に困っている人」「ねこに優しくしたい人」双方に配慮しながら、ひととねこが地域で共生できるようにしていくのが「地域ねこ活動」の目標です。

地域ねこ活動について、より詳しく知りたい方は、動物管理センターまでお問い合わせ下さい。

TNRと耳先カット

TNRとは、^{トラップ} Trap: 捕獲～^{ニューター} Neuter: 不妊去勢手術～^{リターン} Return: 元の居場所に戻る、の頭文字を取ったもので、飼い主のはっきりしないねこ・飼い主のいないねこを徐々に減らしていくための方法です。捕獲して不妊化手術をしたねこを元の場所に放すことにより、それ以上子ねこが生まれることがなくなるとともに、そこによそからねこが流入することを防ぎます（捕獲だけしたままそこにねこがいなくなると、その空白地帯によそのねこが流入するバキューム現象が起こります）。

TNRをきちんと行なった場合、子ねこの減少はその年から明らかに見られます。成ねこも含めた全体の頭数も概ね3年で半数近くまで減少します（長崎市内での先行事例より）。



不妊手術を済ませた目印として右耳の先にV字の耳先カットを施したねこ
(写真=ながさき地域ねこ活動支援ネットワーク)

6 緊急・災害時対策

災害時においても、飼育動物は飼い主の責任の下、飼育・管理することが必要となります。家族の一員である飼いなこのために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- 保存ができる餌・水・常用薬を、少なくとも5日以上、確保しておきましょう。
- 飼い主が特定できるよう、迷子札とマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- はぐれた場合を想定して、飼いなこと飼い主と一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に保存しておくのもよいでしょう。
- ケージやキャリーに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- 飼いなことともに行動し、避難場所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所居室には入れません。飼育に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。

困ったときの連絡先

- 飼いな猫が迷子になったら／遺棄・虐待を見つけたら
長崎市動物管理センター（844-2961）
長崎警察署（822-0110） 大浦警察署（829-0110）
浦上警察署（842-0110） 時津警察署（881-0110）
- 動物病院を探したい
長崎県獣医師会（0957-26-3678・<http://nagasaki-vet.com/byouin-1.html>）
- 譲渡会で猫の里親を探したい／猫の里親になりたい
長崎市動物管理センター（844-2961・通例7/8/10月第3日曜）

長崎市動物管理センター

〒852-8104 長崎市茂里町2-2 TEL: 095-844-2961 FAX: 095-846-1197

E-mail: doukan@city.nagasaki.lg.jp

制作協力：長崎県動物愛護推進協議会長崎支部・ながさき地域ねご活動支援ネットワーク

平成26年3月（令和4年3月一部修正）

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 朝市の開催について

【要望内容】 地域の活性化のため定期的に「朝市」を催してはどうか。開催場所としては例えば、旧水産振興会館跡地、長崎駅西口広場、旭大橋下などがある。行政と地域が協力体制を取れば実現可能である。

◆回答

【担当部課名】

水産農林部 水産農林政策課

【回答内容】

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（行政主体では実施困難であるが、民間連携のサポートは可能）

【回答】

「朝市の開催について」ご提案いただきありがとうございます。

長崎市の地元産品を市民の皆様を知っていただき、楽しみ、購入していただく場は必要であると認識しております。

現在、市内には直売所が20か所あり、そのほかにも市内のスーパーマーケットなどの商店で、地元産品を積極的に取り扱っていただくなど、協力をいただいているところです。

朝市に類似するものとして、市では、毎年秋に「ながさき実り・恵みの感謝祭」という地元産品が販売され、購入できるイベントを開催しています。昨年は、夢彩都横のおくんち広場で、11月27日（土）、28日（日）の2日間開催し、5,240人に来場していただきましたが、一方で、出店者の方への聞き取りでは、収益的には厳しいものがあると同っています。

このようなことから、仮に朝市を実施するとした場合、実施場所の集客

性、出店者集めなどが課題と感じており、ご提案の場所での朝市開催、運営は難しいものと考えています。

市産品の市民による利用、いわゆる地産地消は大切だと考えていますので、今後とも市民の皆様のご協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えています。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 老朽化した空き家の撤去について

【要望内容】 当地域内では、空き家が増加し、中には生活道路に面した危険な空き家もあり、二次災害が発生する恐れがありますが、自治会では空き家の所有者がわからないことが多く、市役所より所有者に対し何らかの指導なり、要請ができないのか要望します。

◆回答

【担当部課名】

建築部 建築指導課

【回答内容】

- 1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

建物の維持管理は、空き家であっても、所有者が適正に管理を行っていただく必要があります。

しかしながら、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され老朽化し、周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

ご相談がありました生活道路沿いの空き家につきましては、平成29年3月に自治会から相談を受け、外壁の一部に落下の恐れがあったことから、現地にて注意喚起の表示を行い、所有者へ指導を行い、経過観察していたところ、昨年に、外壁の一部落下の恐れが確認できたので、その旨、再度、所有者へ連絡しております。

今回の要望を受け、再度現地を確認し、屋根の一部損壊を把握しましたので、所有者へ解体等を促したところ、外壁の修繕を行う旨、所有者から

回答を得ております。一日でも早く周辺の皆様に安心していただけるよう、所有者へ粘り強く指導してまいります。

また、その他の自治会で所有者が把握できない空き家については、所有者調査を行い、必要な指導等を行ってまいります。

空き家問題は行政だけでは解決できないため、地域のご協力をいただきながら取り組んで参ります。

空き家に関する相談については、建築指導課までご連絡ください。

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL095-829-1174 (直通)

古い石垣が危ない！？

危ない『がけ』はありませんか？



Q&A がけ崩れの予防対策は？

A がけ崩れの予防対策は、我が家の宅地を守るのと同様に、隣り合う宅地に被害を及ぼさないようにするためにも大切です。

日頃のケアを行うとともに必要な対策工事を検討しましょう。

一日頃のケア

- がけに異常がないか状態が見えるように、雑草を放っておかないようにしましょう。
- がけ側に雨水などを流さないように、排水溝を整備しておきましょう。
- がけ地の斜面にある不安定な木などは除去しておきましょう。
- 梅雨や台風期の前や、大雨の後は、がけの状態を調べ、崩れそうになったら必ず修復をしましょう。

一対策工事

- がけが不安定な状態にある場合には、がけが崩れないようにするための擁壁ようへきの設置や水抜き穴、排水溝の設置、がけ面の保護といった対策工事や、がけ崩れが生じた場合に、土砂を受け止めて建物への被害を軽減する待ち受け擁壁ようへきを設置するなどの対策工事が必要となります。

危ない『がけ』の連絡方法

下記の連絡先まで、電話又はファックス、電子メール等により、がけ地の正確な所在(住所又は地図)、連絡される方の氏名・連絡先をお知らせください。

連絡先

長崎市 建築部 建築指導課 開発指導係
〒850-8685 長崎市桜町2番22号(長崎商工会館5階)
電話(直通): ☎095-829-1176、ファックス:095-829-1168
メールアドレス kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp

- 市では、がけの所有者等へ、適切に管理していただくよう助言・指導を行っています。

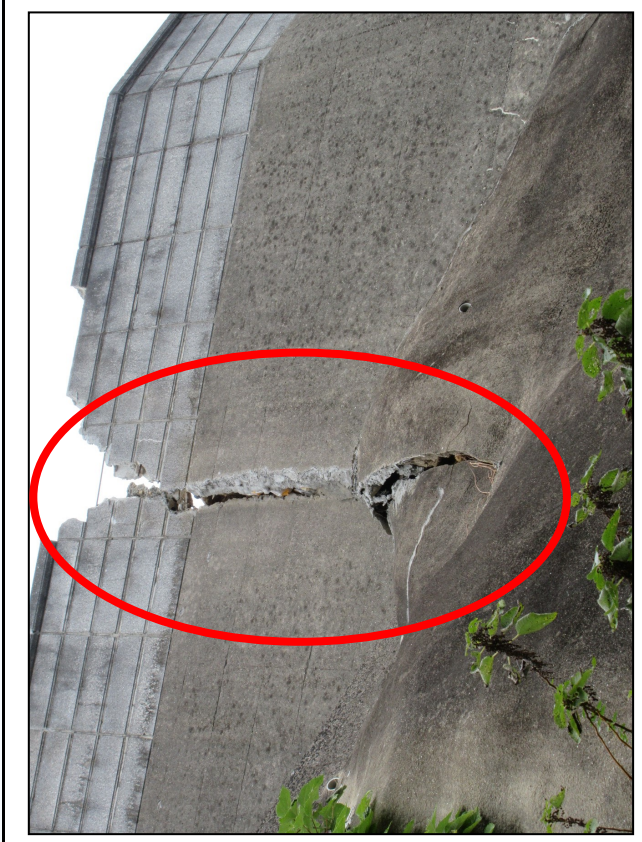
- ひび割れ、ずれ、ふくらみ、傾きなどがあれば、強度が不足している可能性があります。身近に危ない「がけ」がありましたら、建築指導課(☎829-1176)へご連絡ください。

- 「崩れる恐れがあるがけ」の防災工事または「崩れたがけ」の復旧工事などを行う際の補助金制度があります。詳しくはお尋ねください。

令和4年3月

長崎市 建築部 建築指導課 開発指導係
けんちくしどうか かいほつしどうか

『がけ』の一例です。この他にも、ご心配な『がけ』がありましたら、建築指導課までご連絡ください。



ひび割れ

ひび割れが広がり、前後または上下にずれている。



ずれ

目地部の前後のずれが拡大している。



**ふどうちんか
不同沈下**

上下の段差が拡大している。



ふくらみ

前方への「ふくらみ」が大きくなっている。



**かたむき・おれ
傾き・折れ**

傾いている。途中で折れている。



**ゆけいし
抜け石**

目地がずれ、石が抜けている。

老朽危険空き家対策事業について

1 事業の目的

市民の安全と安心を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者がその建物及び土地を本市に寄附できる等の条件を満たすものを除却し、跡地を整備することで、住環境整備等の推進に資することを目的として実施しています。

2 対象区域

全市域【R2 年度～】

3 対象となる土地・建物の条件

区分	条 件
土地	<ul style="list-style-type: none">① 長崎市に寄附等ができること。② 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。③ 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。④ 寄附等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。⑤ 跡地の維持管理に係る地元自治会の同意が得られるもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。⑥ 土地の所有者が市税を完納していること。⑦ 建築基準法第 42 条に規定する道路に接していること。
建物	<ul style="list-style-type: none">① 木造建築物又は軽量鉄骨造建築物で、市が一定の老朽度があり、かつ、周囲に対して危険性があると判定した空き家。（※）② 長崎市に寄附等ができること。③ 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。④ 借地上に建っている建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、長崎市へ寄附等を行うことができること。⑤ 建物の所有者が市税を完納していること。

（※）老朽度が住宅地区改良法施行規則別表第 1（い）欄に掲げる構造の腐朽又は破損の程度が 100 点以上と測定されたもの。

「町内に問題となっている空き家があり、解体後の跡地を自治会で利用したい！」と思われる方は建築指導課までご相談ください。

担当：建築指導課 建築安全係 TEL095-829-1174

裏面に事例を掲載しております。

長崎市老朽危険空き家対策事業 事例

平成18年度 除却前 (十人町)



除却後



整備面積：155.30㎡
 跡地利用：ポケット広場、展望所、樹木の植栽
 特徴：生活道路を拡幅し、広場は保育所などの課外活動や遊び場として利用

平成21年度 除却前 (大鳥町)



整備面積：38.34㎡
 跡地利用：駐輪場
 特徴：狭小な市道における駐輪の排除による安全性の確保

平成27年度 除却前 (戸町3丁目)



除却後



整備面積：180.05㎡
 跡地利用：ポケット広場、駐輪場、ゴミステーション
 特徴：地域の憩いの場と駐輪場として利用。ゴミステーションを移設したことで、通路は十分な幅員となった。

◆要望内容

【団体名】 朝日校区連合自治会

【要望件名】 空き地の雑草処理について

【要望内容】 空き家屋の件と同様、空地のまま放置され、雑草が生茂ってしまう状況です。夏場になると、ゆうに1mを超し簡単に手を出せる状態ではありません。通行の妨げになる箇所も出てまいります。当方も対応するにも限られてきます。

市役所にも相談しましたが、やはり地権者の問題との事でこちらも空き家屋の件と同様、何らかの指導、要請をやっていただきたい。

◆回答

【担当部課名】

建築部 建築指導課、環境部 環境政策課

【回答内容】

- ① 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他 ()

【回答】

空き地の雑草対策は、所有者自らによる管理が原則ですが、適正な管理が行われず、地域住民の生活に影響を及ぼしている空地が増え、問題となってきております。

このため、長崎市では空地の管理責任を明確にした「長崎市環境保全条例」に基づき、空地の所有者又は管理者に対して周辺的生活環境を侵害しないよう適正管理の指導を行っております。

今後も、関係課と連携しながら、空地の適正管理に関する相談については現地調査を行い、所有者等に、面談、電話、文書等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことがないよう助言、指導を行ってまいります。